

## 市民税課税世帯に対する介護保険施設の食費・居住費の特例減額措置について

市民税課税世帯に属する方（又は配偶者が課税の方）は、介護保険施設の食費・居住費の減額の対象になりません。

しかし、高齢夫婦等の世帯で、どちらかが施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、居宅に残された配偶者が生計困難となる場合には、特例減額措置として利用者負担段階を第4段階から第3段階へ変更することにより、「特定入所者介護(予防)サービス費」を適用することができます。

(注) 介護保険施設に入所する方が対象となります。(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)

### 【 対象となる方の要件 】

下記の ~ を全て満たす方

属する世帯の構成員の数が2以上

配偶者が別世帯の場合は、世帯員の数に1を加えた数が2以上。

施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなす。 から  
において同じ。

介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担

全ての世帯員及び配偶者について、サービスを受けた日の属する年の前年の公的年金等の収入金額と年金以外の合計所得金額（長期譲渡所得又は短期譲渡所得の特別控除の適用がある場合には、控除すべき金額を控除して得た額。以下同じ。）の合計額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が80万円以下

全ての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下

全ての世帯員及び配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない

全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない

### 【 申請の手続について 】

下記の ~ の書類を、高齢介護課へ提出してください。

介護保険負担限度額認定申請書・同意書

特定入所者介護サービス費における課税層に対する特例減額措置に係る資産等申告書

入所し、又は入所する予定の施設における施設利用料、食費及び居住費について記載さ

れている契約書などの写し

全ての世帯員及び配偶者の所得証明書、源泉徴収票、年金支払通知書、確定申告書の写し  
その他収入を証する書類

ただし、津山市で課税されている方については所得証明書は不要です。

施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなす。(も同様)

全ての世帯員及び配偶者の預貯金通帳の写し

(注)申請時期により、必要になる証明証等の年度が異なる場合があります。申請前に問い合わせください。

### 【 限度額の有効期間について 】

認定の有効期限は、毎年8月1日から翌年7月31日までです。期間が切れる前に更新の申請が必要となります。

世帯の収入や資産の状況が変わり、要件を満たさなくなった場合は特例減額措置は非該当となります。また、施設を退所した場合も特例減額措置は非該当となります。減額対象とならなくなった場合は直ちに減額証を返還してください。

減額の対象期間は申請をした月からですので、申請が遅れると減額を受けられない月が発生してしまいます。入所された場合には、その月の月末までには必ず申請をしてください。

市では申請に基づき、結果を通知します。該当する方には、あわせて「介護保険負担限度額認定証」をお送りしますので、施設へ提示してください。提示されなかった場合に、遡っての支給はありません。

<問い合わせ先>

〒708-8501

津山市山北520

環境福祉部高齢介護課

(本庁舎 1階 11番窓口)

TEL : 0868-32-2070